10　施行令第五十一条の二第二項第五号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下の自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた軽油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

第四十条の四第三項中「ものに」を「自動車に」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。）」を「適用関係告示」に改め、同条第四項中「天然ガス自動車」を「自動車」に改め、同条第七項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第七項第二号中「燃費評価実施要領」の下に「第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であり、かつ、燃費評価実施要領」を加え、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「百四十」を「百」に改め、同条第八項中「第九十条の十二第一項第四号イ(1)(i)」を「第九十条の十二第一項第四号イ(1)」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同項第一号イ中「平成三十年揮発油軽中量車基準」の下に「（法第九十条の十二第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年揮発油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号ロ中「平成十七年揮発油軽中量車基準」の下に「（法第九十条の十二第一項第四号ロ(1)(ii)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号中「燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十五」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第九十条の十二第一項第四号ロ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

第四十条の四第十五項を削り、同条第十四項中「第九十条の十二第一項第五号イ(1)」を「第九十条の十二第一項第五号イ」に、「規定する基準」を「定める基準」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十三項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百四十」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九十条の十二第一項第四号ハ」を「第九十条の十二第一項第四号ニ」に改め、「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同項第一号イ中「ハ」を「ロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同号ロ中「(3)」を「(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「以上」の下に「（車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百二十五以上）」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12　法第九十条の十二第一項第四号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第三十九項を同条第四十五項とし、同条第三十八項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十八項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上七十五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十七項中「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第四十三項とし、同条第三十六項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十六項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十五項中「第九十条の十二第三項第三号ハ」を「第九十条の十二第三項第三号ニ」に、「次の各号に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第三十四項中「第九十条の十二第三項第三号ロ」を「第九十条の十二第三項第三号ハ」に改め、「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「第九十条の十二第三項第三号イ」を「第九十条の十二第三項第三号ロ」に改め、「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十二項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが七十五以上九十未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上」に改め、同項を同条第三十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

38　法第九十条の十二第三項第三号イに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。